

災害時における福祉避難所の指定等に関する協定

安中市（以下「甲」という。）と社会福祉法人光の里（以下「乙」という。）は、安中市内において災害が発生又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）等における、福祉避難所としての指定等について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の施設をあらかじめ福祉避難所として指定し、災害時にその施設を福祉避難所として使用することについて、乙に協力を要請するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（指定する施設）

第2条 甲が福祉避難所として指定する乙の施設は、別紙1の施設とする。

（協力要請）

第3条 甲は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の者等で、災害対策基本法

第49条の7の規定に基づく指定避難所（以下「指定避難所」という。）での生活が困難な者（以下「要配慮者」という。）がいると認めるときは、乙に対して前条に掲げる施設を福祉避難所として開設し、甲が指定する要配慮者及びその家族又は介助者（以下「家族等」という。）の受入れを

要請することができる。

2 前項の要請は、福祉避難所受入要請書（様式第1号）にて行う。ただし、緊急を要する場合は電話、口頭等で要請し、その後速やかに福祉避難所受入要請書を提出する。

3 第1項の要請は、原則として指定避難所が開設されている場合に限り、行うことができる。

（受入れ）

第4条 乙は、前条の規定による要請があったときは、受入れの可否を速やかに判断し、当該可否を甲に伝達するものとする。この場合において、乙は、可能な限り受け入れるよう努めるものとする。

2 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者の家族等が行う。

（運営等）

第5条 福祉避難所の運営は、原則として家族等が行うものとする。

2 甲は、福祉避難所が円滑に運営できるよう、看護師、介護員、ボランティア等の確保及び適正な配置に努めるものとする。

3 乙は、福祉避難所の運営について可能な限り協力するものとする。

4 甲は、福祉避難所として指定している乙の施設が、早期に本来の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（物資の調達）

第6条 甲は、日用品や食料など、福祉避難所の運営に際し、必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙が負担した、福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき決定した額を甲に請求するものとし、甲は災害による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、この協定が災害時に有効に機能するように、この協定の担当部署を定め、平常時から情報交換を行うものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、この協定の履行に関して知り得た情報を、他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2020年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも協定解除の申出がない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年5月10日

安中市安中一丁目23番13号
甲 安中市
市長

安中市原市1544番地11
乙 社会福祉法人光の里
理事長